食の安全ニュース

第 86 号

2013 年5月5日発行

ムラサキイガイ(ムール貝)による食中毒発生

大阪市発表：平成 25 年 4 月 29 日 11 時頃、大阪市中央区内の医療機関から「南港で自ら採取した貝を調理して食べた家族 2 名が発症し、このうち 1 名が当方に緊急入院した。他の 1 名は大阪府内の別の医療機関に搬送された模様である。」旨の届出が宿日直センターを通じ保健所南東部生活衛生監視事務所にありました。

調査した結果、患者らは平成 25 年 4 月 28 日 14 時頃、家族 3 名で住之江区南港南 5 丁目 6 番の防波堤付近において、バケツ 1 杯分程度のムラサキイガイ等（一部ミドリイガイを含む。以下同じ）を採取して自宅に持ち帰り、ボイルしたものと、ボイルした後に炒めたものを同日 19 時頃に夕食として家族 3 名で喫食したところ、うち 2 名が翌日 0 時頃から 2 時頃にかけて、ふらつき、しびれ等の症状を呈したことから、医療機関に緊急搬送されたものであることが判明しました。

夕食の残品のムラサキイガイ等から麻痺性貝毒がそれぞれ 135MU/g、266MU/g が検出されたこと、診察した医師から麻痺性貝毒による食中毒であると届出がなされたことから、当該ムラサキイガイ等を原因食品とする食中毒と断定しました。

【発症者の状況】

発症者数 2 名〔 男（30 歳代）1 名、女（40 歳代）1 名〕

【主症状】

ふらつき、しびれ、嘔吐

【原因食品】

ムラサキイガイ等

【病因物質】

麻痺性貝毒

麻痺性貝毒とは

1975 年、Rapoport ら、Schanz らによって、麻痺性貝毒の基本成分であるサキシトキシンの化学構造が決定されました。分子量約 300 の低分子化合物で、現在ではサキシトキシンのほか、ゴニオトキシン 1～6 等約 30 種の同族体の存在が知られています。耐熱性で通常の調理加熱では失活しません。サキシトキシンは強い神経毒であるため、あのサリンのように化学兵器(特定物質)として使用・製造などが規制されています。

麻痺性貝毒は渦鞭毛藻のアレキサンドリウム属、ギムノディニウム属、ピロディニウム属や淡水産藍藻のアナベナ属、アファニゾメノン属、シリンドロスペルモプシス属、リングビア属によって産生されます。

麻痺性貝毒もつ藻類が発生する水域で、これらを餌にする動物はすべて毒化する危険性をはらんでいます。わが国ではムラサキイガイ以外でも、アサリ、アカザラガイ、カキ、ホタテガイ、など二枚貝類の他、マボヤとウモレオウギガニでも食中毒が発生しています。貝類では、毒素は主に中腸腺に濃縮されます。中毒は起こしていないが、甲殻類クリガニ

科のトゲクリガニやオウギガニ科のスベスベマンジュウガニ、ツブヒラアシオウギガニからも麻痺性貝毒が検出されています。

麻痺性貝毒にはサキシトキシン、ネオサキシトキシンおよびゴニオトキシン群など多数の同族体が存在します。毒成分によって毒性が著しく異なります。

ヒト（大人：体重 60kg）に対する麻痺性貝毒の致死量は、約 3，000MU から 20，000MU（マウスユニット：毒量をあらわす単位で、体重 20g のマウスを 15 分で死亡させる量が 1MU）といわれています。例えば 1g 中に麻痺性貝毒 266MU を含む場合、11．3g 程度（266MU×11．3g＝3，000MU）食べると、体重 60kg の大人が死に至る可能性があることになります。

麻痺性貝毒による食中毒の症状

麻痺性貝毒の中毒症状はフグ中毒と区別がつきません。潜伏時間は 30 分～4 時間で、口唇舌端のしびれから始まって四肢末端に広がり、重症になるに従いしびれは腕、足、首の麻痺に変わり、運動失調、言語障害が起き、さらに重症になると呼吸中枢の麻痺による呼吸停止により死亡します。

麻痺性貝中毒に対する有効な治療法や解毒剤は今のところありませんが、人工呼吸により呼吸を確保し適切な処置が施されれば確実に延命できます。

これまでの事故例

日本における患者数が多かった事例としては、1977 年に三重県(アサリ、患者数 115 名)、1979 年に山口県（マガキ、患者数 16 名)、1997 年には長崎県（カキ、患者数 26 名）で発生しています。死者については、1979 年以降、ムラサキイガイの摂食により 2 名でています。

ムラサキイガイ

堤防に自生

市販の貝類は安全か？

今回の事例は、防波堤付近に自生しているムール貝を採取して、家庭で食べたものです。日本では、麻痺性貝毒による食中毒防止のため、定期的に有毒プランクトンの出現を監視し、重要貝類の毒性値を測定し、規制値（可食部 1g 当たり 4 マウスユニット）を超えたものは出荷規制されているので、市販の貝類による食中毒は発生していません。甲殻類や巻貝など二枚貝類を捕食する生物も可食部 1g 当たり 4 マウスユニットを超えたものは出荷規制されます。

自治体等の発表で、注意があった場合は、岸壁等に自生しているムラサキイガイ等の二枚貝については、採取したり、食べるようなことは絶対にしないことです。

参考資料：自然毒のリスクプロファイル：二枚貝：麻痺性貝毒（厚生労働省）大阪府立公衆衛生研究所「公衛研ニュース」大阪市発表資料